

路上喫煙禁止のご協力をお願いします

亀岡市では、路上喫煙の規制に関する条例を施行しています。
この条例は、路上での喫煙を規制することにより、
受動喫煙の防止および歩きタバコによるやけどなどを防止し、
安全・安心で健康なまちづくりを進めることを目的としています。
条例では、亀岡市内全域で路上喫煙をしないよう努力する義務を課しています。



きれいな空気の亀岡市を
子どもたちへ



● 過料徴収規定（路上喫煙禁止区域）

人通りが多く、受動喫煙ややけどの危険が高い地域を路上喫煙禁止区域として指定しています。裏面の地域での喫煙者には中止の指導をし、中止しない場合は 1,000 円の過料を科す手続きを行います。

亀岡市の職員有志で作成した
動画が YouTube で閲覧できます。

ー 優しい空気のはじまりー
～受動喫煙を防ぐ取り組みをみんなで進めよう～

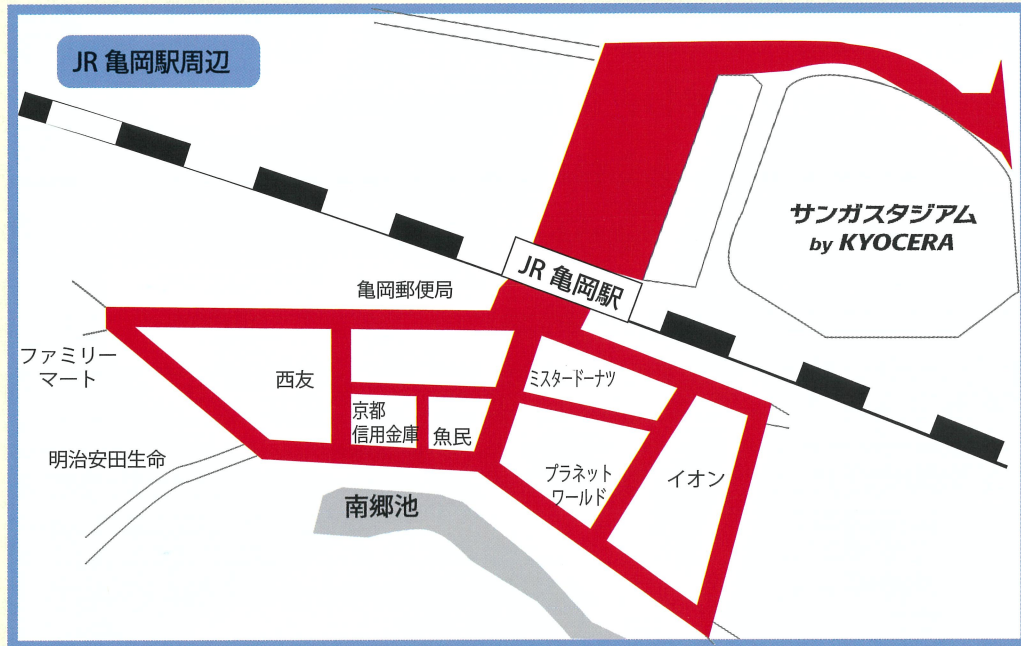
優しい空気のはじまり

検索

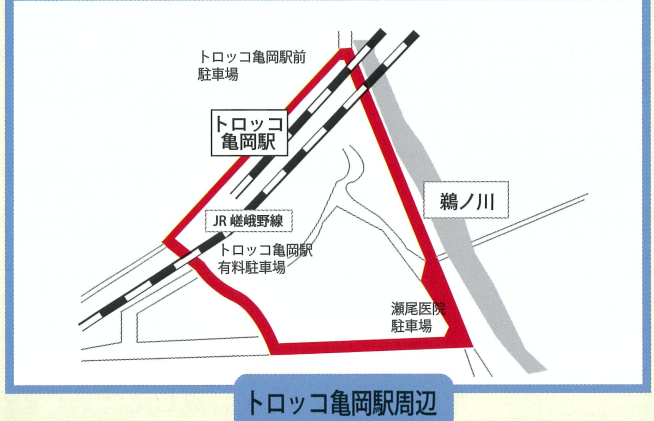
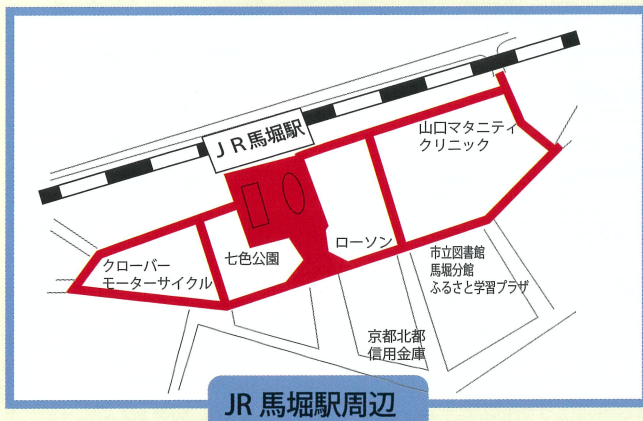
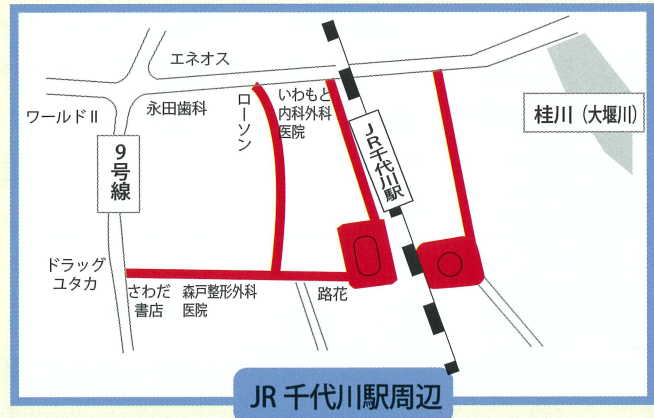
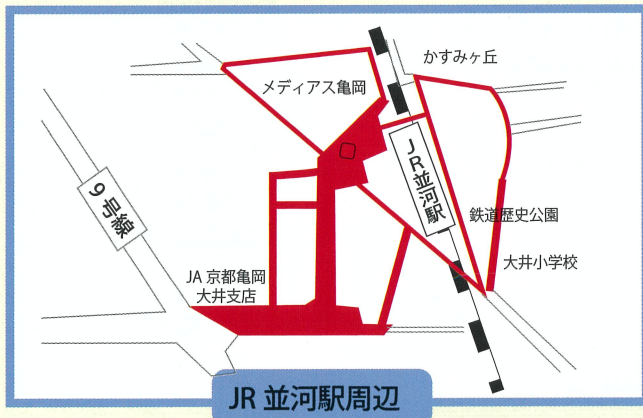
 亀 岡 市
KAMEOKA CITY

● 路上喫煙禁止区域・ポイ捨て防止重点地域

この地域内で路上喫煙をすると、1,000 円の過料を徴収します。
また、この地域内でポイ捨てをすると、1,000 円の過料を徴収します。



喫煙はマナーを守って決められた場所で行いましょう。
吸い殻のポイ捨てはやめましょう。



受動喫煙を防止するために、
これらの区域以外でも
路上喫煙をしないようにしましょう！

